

福島県 多世代同居・近居推進事業 ～令和3年度募集の御案内～

2021.7.21
多世代同居・近居推進事業
令和3年度募集の御案内

福島県は新たに多世代で寄り添う 家族の住まいづくりを応援します!

補助額
最大

110万円

募集・補助金の交付等は、一般社団法人福島県建設業協会が行います。

- 県では、世代間の支え合いによる子育て環境や高齢者の見守りの充実などを目的に、**新たに多世代で同居・近居**を始めるために**住宅取得等**を行う方へ**補助金を交付**します。
- 今年度の募集期間は2回です。
まずは、エントリーシートにてお申し込みください。
- 子ども加算対象となる方は、住宅金融支援機構のフラット35子育て支援型の金利引下げ制度が受けられる場合があります。
- 既に多世代で同居している場合や、抽選後の補助金交付申請前に引渡しを受けた場合は対象とはなりません。また、近居については既に2km以内で近居している場合は、対象となりませんので、注意してください。

詳しくは裏面をご覧ください ▶

第1回
募集期間

募集戸数 70戸

令和3年

6月1日(火)～6月24日(木)

第2回
募集期間

募集戸数 10～30戸程度
予算の残額に応じて変わります。

令和3年

8月18日(水)～9月9日(木)

◆2回目の募集が終了しても募集枠に満たない場合は、随時募集します(先着順)。

補助対象者 ※下記は概要(詳細は(一社)福島県建設業協会のホームページで御確認ください。以下同様)

- 福島県内で新たに多世代同居・近居を始める方
※既に多世代同居・近居をしている場合は対象外。
※「多世代」とは、祖父母(どちらか一方を含む。曾祖父母も含む)、父母(どちらか一方を含む)及び子(1人以上。年齢は問わない)の三代以上のこと。
※「近居」とは、親子又は子の祖父母が住所変更を行い、親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅の敷地の最短直線距離がおおむね2キロメートル以内にあること。
- 令和4年3月31日までに同居・近居を開始する方
ただし、**当選後、補助金交付申請書の提出前に引渡しを受けた場合は対象となりません。**
- 令和4年度から3年間以上、多世代同居・近居を継続すること(就学、結婚による転出等やむを得ない場合を除く)

補助対象経費

- 多世代同居・近居を行うための**住宅取得**(新築住宅(戸建・集合)又は中古住宅(戸建・集合)の取得)
- 多世代同居に必要な**現に居住している住宅の増改築又は改修**
- 多世代同居・近居を行うために**取得した中古住宅の増改築又は改修**

対象外 経費	○ 土地取得費	○ 国・地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費
	○ 増改築・改修における補助対象以外の経費	(他の補助金を受けられる場合は、併用不可のものもありますので
	○ 併用住宅における住宅部分以外にかかる経費	(森と住まいのポイント事業等)、下記までお問い合わせください。)

補助額(最大額110万円)

- 【上記補助対象経費の1/2】又は【下記①～③の合計】の**いずれか低い額**

①補助基本額	②子ども加算額	③県外移住世帯加算額
50万円	10万円/人 ※4人まで加算可	20万円/申請

補助対象住宅

- 世帯の人数や年齢から算出される**一定の延べ面積水準**(下記)以上であること(**人数・年齢は事業完了時点**)
 - 戸建住宅 : 一般型誘導居住面積水準
 - 集合住宅: 都市居住型誘導居住面積水準(75㎡超の場合は75㎡)
 - 増改築・改修: 最低居住面積水準
- 昭和56年以前の**旧耐震基準**で建築された**木造住宅**の場合、「木造住宅等耐震化支援事業」等による**耐震診断**が**事業完了日までに完了していること**

応募方法

- まずは、エントリーシートにて募集期間中にお申し込みください。
応募者多数の場合は抽選となります。
エントリーシートの様式は(一社)福島県建設業協会ホームページからダウンロードしてください。
- エントリーシートは、**同居・近居を予定する市町村の最寄りの支部(下記)**へ提出してください。(郵送又は持参)
(持参の場合は、土日祝日を除きます)
なお、**新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り郵送での提出をお願いいたします。**(郵送の場合も**募集期間最終日の17時00分必着**です)また、**郵便が確実に到達したことを、必ず電話により御確認ください。**
- **抽選の結果、当選された方は、所定の書類を添えて補助金交付申請書を最寄りの下記の支部に提出してください。**
※当選者は期限までに交付申請書が提出されない場合、当選の権利を失います。
- 補助金の交付要件や申請様式等の詳細は、(一社)福島県建設業協会のホームページに掲載しています。
(URL) <http://www.e-fukuken.or.jp>

問い合わせ先

(一社)福島県建設業協会本部 〒960-8061 福島市五月町4-25 TEL 024-521-0244

提出先

県北支部	〒960-8072 福島市北中央1-22	TEL 024-528-2311
郡山支部	〒963-8852 郡山市台新1-33-5	TEL 024-922-1814
若松支部	〒965-0876 会津若松市山鹿町2-16	TEL 0242-28-2882
相馬支部	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-25 アースム2階	TEL 0244-23-2871
いわき支部	〒970-8026 いわき市平字童子町4-18	TEL 0246-23-1521

県の連絡先: 福島県建築指導課民間建築担当 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-7528
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/tasedaidoukyokinnkyo.html> [福島県 多世代同居近居 検索](#)

○フラット35子育て支援型の詳細については、住宅金融支援機構お客さまコールセンターにお問い合わせください TEL 0120-0860-35